

森林作業道作設に係る作業着手手順

森林作業道作設に係る作業着手手順は、下記に掲げる手順となりますので、入札に当たっては留意ください。

記

1 森林作業道作設計画路線図の作成

落札者は、素材生産請負（森林作業道作設に係る作業工程がある物件に限る。）の契約締結に先立ち、閲覧図書（発注者が森林作業道作設計画路線を示した実測図）及び次に掲げる事項を参照し、森林作業道作設計画路線図（縮尺：1／5，000）を作成してください。

なお、森林作業道作設計画路線図の作成に当たっては、ホイールタイプ、クローラタイプの別を明示するものとし、落札者が予定する森林作業道作設計画路線が、森林管理署等が事業実行に係る手続きを行った法令制限林（林小班）と異なる場合は、追加の手続きを行う必要が生じることから、落札者は、落札の決定後において速やかに作成してください。

- （１）発注者が示した森林作業道作設計画路線と同程度の延長距離であるか。
- （２）森林作業道幹線の線形が確保されているか。
- （３）重要なポイントは通過しているか（例：利用の態様が異なる道路からの進入箇所、隣接事業地への路線の確保等。）。
- （４）森林作業道支線の間隔が適当であるか。

2 森林作業道作設計画路線図の提出

落札者は、請負契約の締結前に、作成した森林作業道作設計画路線図を発注者に提出し、森林作業道作設計画路線の適否について発注者の確認を受けてください。

3 発注者との請負契約の締結

落札者は、森林作業道作設計画路線に係る発注者の確認後、発注者との素材生産請負に係る契約を締結します。

4 事業計画書の提出

請負者は、事業計画書（様式第1号）に森林作業道作設計画書（様式第6号）及び発注者の確認を受けた森林作業道作設計画路線図（縮尺：1／5，000）を添えて、事業着手前に発注者に提出して承諾を受けなければなりません。

5 森林作業道作設に係る作業着手

請負者は、事業計画書の承諾後に着手届（様式第10号）を発注者に提出して当該事業（森林作業道作設に係る作業を含む。）に着手します。

なお、落札者が予定する森林作業道作設計画路線が、森林管理署等が事業実行に係る手続きを行った法令制限林（林小班）と異なる場合は、発注者による追加の手続きを了した後、森林作業道作設に係る作業に着手することとなります。

また、事業の実行中において、森林作業道作設計画路線に変更が生じた場合は、変更事業計画書（様式第1号）を発注者に提出して承諾を受けなければなりません。